

114
A 4155



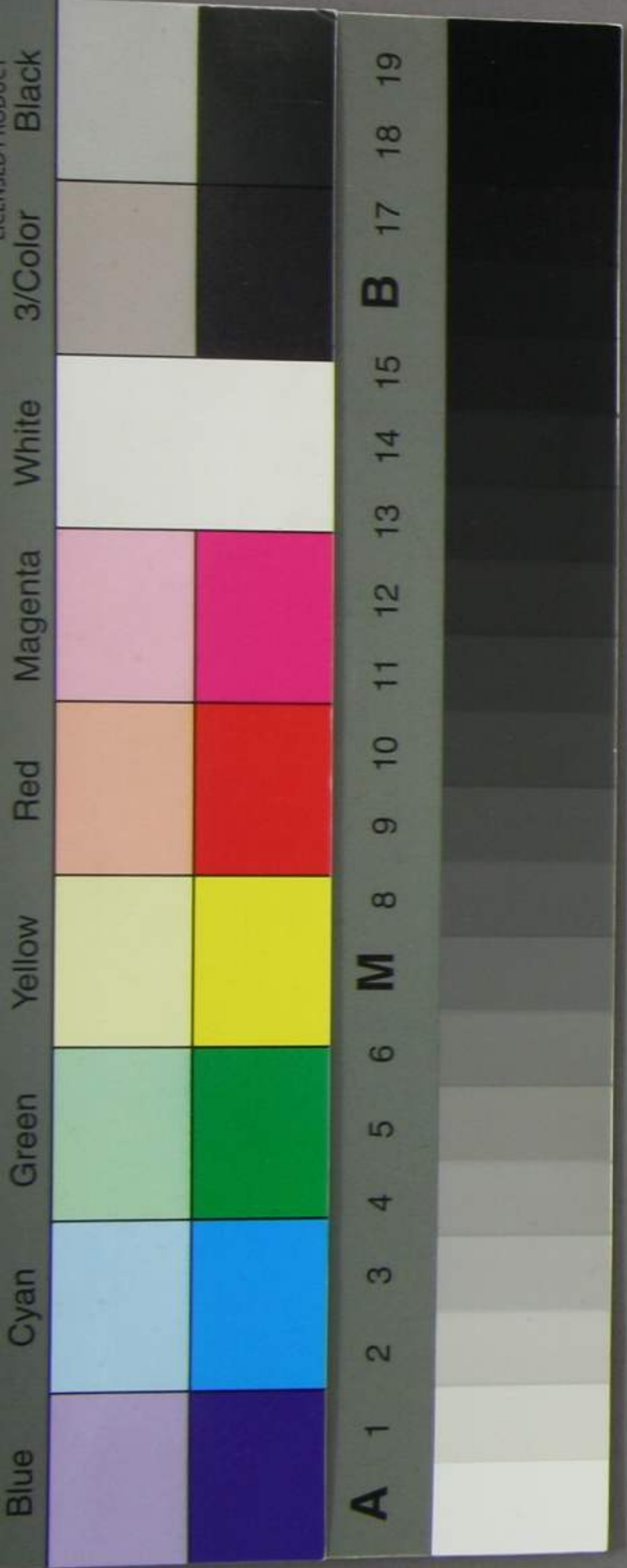
千八百五十年十一月二十日
長崎新軍械を譯す

大正十一年四月
陸軍省
陸軍部
陸軍省

先年の捕方を通ふ今又邪字のつゝを
捕方より純を開化の國ハ皆を憐し
致す

十二月十八日夜中ふはる座の座のそ
みて一村を四方より圍みて負人の

長崎新軍械



一 誠心首を台平名ありて邪宗
を信するも深く長夜の前人
引初る

邪宗の信用する人を改心し導き
去りた免罰を許さるる信
入へ高き心しむればも罰人は何
るの罰を承るを知りて明報を
身

邪宗の信用する人を承りて
罰を許さるる書物のお極もあ
るよと信用する人を承りて
信する人を承りて世間人の
別して許さるるを承りて
高き心しむるを承りて
用する人の承りて信する
罰を承りて罰を承りて

因に先許なく邪多の教或るを信
用せるを對とす

高なる開化の進むる多し一私親を統
びて西親をたまた固き前條の通の
邪多の信用をかくるの如きお扱
いとるまふ依りて下文の如きを

二

前條の通の如き開化の如きを

御也

二

在昔所開化の如きをあるが如き
御きをあるは如何也

三

高き子八百七十二年の如き文明
を世にふるもの如きお扱をあるは
如何也

千八百七十八年より九年迄の旧小惑星
は方角を以て邪宗を信する人捕は
せる事あり扱ひを思ひおきて比る再い
千八百七十九年の正月十日及び十六日ありて
邪宗門の人悉く捕方ありて故お定
めを以り極める令程ありてお討し
先年の如きお果おを破りて邪人を
若くする事ありてお定約の如き
極を以る也

設一日申の使事ありて和親
國にお居りては各事ありておかき
語る事ありて以て此の如くは誠あり
てお事と述べる也
千八百七十九年の正月十六日にお初極せし
長崎新軍紙を譯す

先年邪宗の人を捕方ありしは
今又非道の捕方ありて之の事な
まは捕方ありふりてハ惟各々國の人の
憐みと見れむかりて實ふその用を
た

邪宗の捕方の事を

天朝の御初とてけの字のを好まざる
肥前佐賀の知事おら居て其處に

捕方役人に傳へたりしに二千人を捕
せし其捕をせし人を邪宗人の名簿を
除きた先ふ山奥に遣はして而メけの
二千に若者おらめたり其討を受るかに
實に神をたてて其の外を
ばふ其討をせしめたり其討たを
まぬかむ

先年千八百七十年とて其一人ハスル

リーハク区長海百指為ありく前後の
長官郡村渡色はるふふも使
 功業を長海毎の改作を東系との作
 こそ一時も其の詳しかたき記すやめ
 功板をなむにの懸務ありけの懸務お
 く聊と海務をるなり近來都て外
 のなる所海務を親むに使すたり
 てお船をふらふそそそそそそ
 ひく口柳お民を甚た仁惠成増く

主祀するは陸軍あふてお終ふ終り
 報を邦お人を都て羅馬國の「子ロー」
 及び「カイペース」お比較するは海あり以
 所の若も邦官つの人或苦免終おを
 船多の人おを野成あふ以所たり
 岩倉公の徳りおそと日柳をを四討を
 はいつるもと定免ありおをと能近世を
 して除き仁惠成以く國民を祀をたん

けの泣き熱くくハ心をさる名の泣きふ
仁惠を非道に罪を以て仁惠と
あるがごとくありあしや目や眼を
下と事ありありの夜の使を
たふさくあふふの婦人
たふさくあふふの婦人
たふさくあふふの婦人
たふさくあふふの婦人
たふさくあふふの婦人
たふさくあふふの婦人
たふさくあふふの婦人
たふさくあふふの婦人
たふさくあふふの婦人
たふさくあふふの婦人

婦人お泣きしるるばるあふふの邪教の
致破りて日本国成盛大なる志と
コレントと府と持とを必に回府の婦人
情のあふふの女の志も回とよあふふ
は責む事多かありあしや目や眼を
あふふの邪教門のみたふさくあふふ
る様は志を以て和歌多なるの事
さあふふあふふか

位 禮 冊 第 一